

【 建設交通部 】

件 名	府営住宅の管理について
申立概要 【受理2.1.14】	<p>令和元年12月の深夜、府営住宅の空き室に何者かが鍵で入室した。この件について、住宅課に問合せたが返答がなかった。合法的なことであれば、住民に見られないように入室する理由がない。理由があるとしてもそれを丁寧に説明するなど、業務の改善を要望願いたい。</p> <p>また、住宅課からの「鍵の管理がどのようになっているか教える必要はない。」との返答は不適切である。不安や犯罪防止のため説明が必要であり、他の住民は空き室に入室させて、丁寧に説明をしていることから公平性に問題がある。</p>
確認事項 【通知2.3.12】	<p>以下のとおり確認した。</p> <p>府営住宅の管理のために必要な場合、住宅課の職員や京都府住宅供給公社の職員が空き室に入室し、管理業務を実施することがある。また、緊急性や必要性がある場合は、事前通知を行わず、深夜の時間帯においても管理業務を行うことがある。</p> <p>なお、府営住宅のセキュリティを維持するため、空き室の鍵等の管理に関する情報については、入居者には周知しておらず、入室もさせていない。</p>